働き方改革関連法施行元年を迎えて

北大教職員組合は正規・非正規の生活を守ります！

本年４月１日から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「働き方改革関連法」が施行されました。これは、厚生労働省のパンフレットによると、「働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講じます」として、一億総活躍社会の実現を謳い上げています。ポイントは2つ。一つ目は「労働時間法制の見直し」で、働き過ぎを防いで労働者の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスを実現すること。二つ目は、「雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保」をすることで、職場における正規と非正規の間にある不合理な差をなくし、どのような雇用形態を選択しても納得できるようにすること。皆さんの職場で、このようなビジョンは反映されていますでしょうか。

北海道大学の就業規則関連規程も、働き方改革関連法施行に伴い、4月１日付で改正され制定・施行されています。本学では、これに先立つ３月７日に学内の各事業場過半数代表が招集され、「就業規則改正等説明会」が開催されました。そこでは、8つの就業規則関連規程（職員労働時間、船員労働時間、契約職員就業、短時間勤務職員就業、特任教員就業、職員給与、旅費規則、旅費規程）について改正の説明を受けました。その後、労使協定署名の可否について代表間で協議を行いましたが、大学側が示した案は不十分とし、「時間外労働及び休日勤務に関する労使協定書」について修正意見を求めることにしました。結果、第1条（趣旨）において「職員はこの協定の範囲を超えて勤務してはならないものとする」と文言を加えて、大学の遵法義務を強化し、第8条本文（限度時間を超えて労働させる職員に対する健康及び福祉の確保）では、職員の自己申告だけでなく「大学からの勧奨」を付言することによって労使双方から健康・福祉へ取り組むことを明文化させることにより、署名に至りました。この実現に、北大教職員組合員の声が反映されたことは言うまでもありません。

しかしながら、学内の労働環境はまだ不十分です。改正への希望とは裏腹に不安を増幅させている面もあります。しかも、あなた一人の声を大学執行部に伝える術は限られています。現在の北大では、過半数代表と組合が協働して、正規も非正規も、北大で働く全ての人の利益を守る活動を実施しています。超過勤務やハラスメント、そして非正規雇用者雇い止めの問題など、組合はあなたの気持ちを代弁し、問題解決のお手伝いをします。組合加入は任意です。が、ともに「働きやすく、教職員を大切にする北大」を実現するために、あなたの声を聞かせてください。そのためには組合へのご参加を是非お願い致します。

２０１９年４月
北海道大学教職員組合
執行委員会
執行委員長　　瀬名波栄潤